

ヒューマンケア研究学会会則に関する規程について

1. 入会・退会に関する規定

第1条 本会に入会を希望する者は、この規程の定めるところに従って手続きを行う。

第2条 本会の会員になろうとする者は、会則第九条の規程に従い、所定の入会申込書に必要事項記載の上、評議員1名の推薦を受け本会事務局あてに申し込む。

第3条 入会申込みは理事会の承認を得て受理される。入会申込みを受理された者は、直ちに所定の年会費を納入しなければならない。会員資格は、年会費が納入されたことを確認した時点から発効する。但し、入会申込み受理の連絡を受けてから2か月を経て入金されない場合は、入会はなかったものとする。

第4条 退会しようとする者は、文書で理事長に申し出る。

第5条 会費の滞納が2会計年度を超えた者は、理事会の承認を得て退会したものとみなす。

第6条 本会の目的に反する言動のあったものは、理事会の承認を得て退会するものとする。

付則 この規程は平成21年2月6日から施行する。

2. 委員会運営に関する規程

第1条 この委員会は、本会の会誌等の編集・発行に関する業務を行う。

第2条 委員会は理事および会員から選ばれた若干名の委員をもって構成する。

第3条 委員長は委員会において理事の中から選出する。

第4条 委員長は会員の中から委員を推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第5条 委員長は委員会を召集し、その運営にあたる。

第6条 理事長は委員会に出席することができる。

第7条 委員長ならびに委員の任期は、本会理事の任期と一致するものとする。ただし、再任は妨げない。

付則 この規程は平成21年2月6日から施行する。

1) 編集委員会に関する規程

第1条 会誌は年1回発行する。

第2条 この委員会は、会誌の編集に関し次の業務を行う。

- 1 投稿された論文の査読または査読の依頼
- 2 投稿された論文の採否決定
- 3 その他会誌の編集に関する業務

第3条 この委員会は、理事会の承認を得て、次の業務を行うことができる。

- 1 関連諸学会・諸研究機関との学術情報の交換
- 2 その他必要な業務

付則 この規程は平成21年2月6日から施行する。

2) 会員・会則委員会

第1条 この委員会は、会員および会則に関する事項および学会ホームページに関する事項について業務を行う。

- 1 会員資格基準に関する内規の原案作成
- 2 会則変更時の原案作成

3 会則施行細則、規程に関する原案作成

第2条 この委員会で作成した会則、細則、規程、内規に関わる原案、およびホームページの内容・管理・運営方法については、理事会に報告し審議するものとする

付則 この規程は平成21年2月6日から施行する。

3. 学術集会に関する規定

第1条 本会会則第27条に定める学術集会の開催については、この規程によるものとする。

第2条 本会の学術集会を「ヒューマンケア研究学会学術集会」と称し、「第 回」を冠する。

第3条 理事会は本会会則第 条に定める総会において、次期の学術集会長と開催地を報告し、承認を得なければならない。学術集会会長は評議会の議を経て理事長が委嘱する。

第4条 学術集会会長は、学術集会の企画・運営・実施の一切を掌握する。ただし、学術集会会長（もしくは代行者）は、理事会においてあらかじめ集会の企画その他について報告することを要する。

第5条 学術集会会長は、若干名の会員に学術集会実行委員を委嘱する。ただし、学術集会実行委員名は理事会に報告するものとする。

第6条 学術集会開催に関する収支は独立会計とする。ただし、開催に先立ち一般会計から学術集会準備金を学術集会会長に貸与する。学術集会会長は集会終了後、貸与金の返済とあわせて収支決算を理事会に報告する。

第7条 学術集会における一般演題発表者・共同発表者は本会の会員でなければならない。

第8条 学術集会会長（もしくは代行者）は、集会終了後に結果の概要を理事会に報告する。

付則 この規程は平成21年2月6日から施行する。

4 総会に関する規程

第1条 本会会則第24条に定める総会の開催については、この規程によるものとする。

第2条 総会開催に先立って、正会員の出欠について確認し、欠席の場合は議決に関する委任状を理事長あてに提出することとする。

第3条 総会成立要件である出席会員数には、委任状提出者数を含める。

付則 この規程は平成21年2月6日から施行する。